令和5年度 第2回燕市防災会議 次第

日時:令和6年3月4日(月)

午後1時30分~

場所:燕市吉田産業会館 大ホール

- 1. 開 会
- 2. 会長あいさつ
- 3. 議事
 - (1) 燕市地域防災計画の修正案について
 - · 風水害等対策編
 - 震災対策編
 - 原子力災害対策編
 - ・資料編
- 4. 情報提供
 - (1) 能登半島地震における燕市の被害と対応、支援制度について
 - (2) 大河津分水路改修工事の進捗状況について
- 5. 閉 会

「燕市地域防災計画(風水害等対策編) (震災対策編) (原子力災害対策編) (資料編) | の修正について

【計画修正の背景】

現行の「燕市地域防災計画」は、平成29年3月に「風水害等対策編」と「震災対策編」の修正を行い、 令和4年3月に「原子力災害対策編」の修正を行ったものです。

県が令和4年2月に地震被害想定を更新し、令和5年3月に国の「防災基本計画」の修正等を踏まえ 「新潟県地域防災計画」の修正を行っていることから、これに合わせて今年度、「燕市地域防災計画」 の修正を行っております。

なお、修正の内容は「燕市地域防災計画」の方針を変えるものではなく、主に「新潟県地域防災計画」 の修正と整合を図るものであり、時点修正や軽微な変更も併せて行うこととしております。

変更計画名	主な修正項目
燕市地域防災計画 ・風水害等対策編 ・震災対策編 ・資料編 (平成28年度修正) ・原子力災害対策編 (令和3年度修正)	1新潟県地域防災計画との整合による修正 ・避難所における各種対策の進展を踏まえた修正 ・避難情報の改正(避難勧告・指示の一本化)を踏まえた修正 ・物資調達・輸送調整等支援システムの活用による修正 ・防災業務関係者の放射線防護対策に係る修正 ・その他 2 燕市の施策の進展を踏まえた修正 ・市民等への情報伝達手段の拡充 ・業務継続計画の策定を踏まえた修正 ・能登半島地震の対応を踏まえた修正 3 その他の修正 ・燕市の組織改編による修正 ・記載の適正化等による修正

燕市地域防災計画の修正のポイント (案)

1. 新潟県地域防災計画との整合による修正

「主な内容]

(新潟県地域防災計画の修正等)

(燕市地域防災計画の修正)

(1) 避難所における各種対策の進展を踏まえた修正

(ア) 令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏ま え、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を 取り入れた防災対策を推進する。



感染症対策

避難者1人当たり3~4㎡のスペースを目安として、家族単位で区画を確保し、感染症対策やプライバシー保護の観点から、パーティションや段ボールベッド等の設置に努める。また、避難所内には通路を設置し、パーティションが設置できない場合には、避難者の区画間をできるだけ2m(最低1m)空けることを意識するよう努める。

(イ)巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性を確保する。特に、トイレ、更衣室、授乳室等の防犯対策に配慮する。



防犯対策

巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性 を確保する。特に、トイレ、更衣室、授乳室等の防犯対策に配 慮する。

(ウ) 気温や湿度が高い日には、熱中症にかかる危険性が高まるため、扇風機やエアコン等を設置して、避難所の気温・湿度の調整に努めるとともに、こまめな水分補給の呼びかけを行うなど、十分な熱中症対策を実施する。



熱中症対策

気温や湿度が高い日には、熱中症にかかる危険性が高まるため、扇風機やエアコン等を設置して、避難所の気温・湿度の調整に努めるとともに、こまめな水分補給の呼びかけを行うなど、十分な熱中症対策を実施する。

(エ)市町村は、施設への緊急入所を要しない程度の要介護高齢者、障害者等のために福祉避難所を開設し、指定避難所からの誘導を図る。



福祉避難所の開設

施設への緊急入所を要しない程度の要介護高齢者、障がい児 者等のために、福祉法人等との協定に基づき福祉避難所を開設 し、指定避難所からの誘導を図る。

※上記いずれも、【風水害】第3章第9節 避難及び避難所計画 【震災】第3章第7節 避難及び避難所計画

(新潟県地域防災計画の修正等)

(2) 避難情報の改正を踏まえた修正

避難準備・高齢者等避難開始の名称が変更されるとともに、 避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を 行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直し。

] 4/

<u>(3)物資調達・輸送調整等支援システムの</u> 活用による修正

市町村は、物資等の効率的な調達・確保及びニーズに応じた 供給・分配を行うため、備蓄物資等の供給や調達・輸送に関し、 物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、情報共有を図り ながら、相互に協力するよう努める。



(4) 防災業務関係者の放射線防護対策に係る修正

法令に基づく放射線防護対策必要な者及び防護指標を明確化する。

(5) 地震被害想定の更新

県は、平成7年度から平成9年度にかけて、1回目の「新潟県地震被害想定調査」を実施した。その後、新潟県中越地震や中越沖地震といった県内に大きな被害を生じさせた地震を経験するとともに、東日本大震災を始め県外でも大きな被害を生じさせた地震が発生している。また、前回調査から20年が経過していることから、想定技術の進歩や社会情勢の変化など、新たな知見の蓄積が進んでいる。

このため、県内の地震被害想定を見直し、地震被害対策の強化を図ることを目的に、平成元年度から令和3年度にかけて2回目の「地震被害想定調査」を実施した。その調査内容を更新、記載する。

(燕市地域防災計画の修正)

以下のとおり文言を修正。

現行	修正・追加後	
避難準備・高齢者等避難開始	高齢者等避難	
避難勧告		
避難勧告又は指示	避難指示	
避難勧告等		
(追加)	緊急安全確保	

【風水害・震災】第2章第21節 避難体制の整備 等

食料・生活必需品等の効率的な調達と配給

市は、効率的な調達・確保及びニーズに応じた供給・分配を 行うため、備蓄物資等の供給や調達・輸送に関し、物資調達・ 輸送調整等支援システムを活用し、県と情報共有を図りながら、 相互に協力するよう努める。

【風水書】第3章第23節 食料供給計画、第24節 生活必需品等供給計画【震災】第3章第20節 食料供給計画、第21節 生活必需品等供給計画

防災業務関係者の放射線防護

市は、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた防災業務関係者の放射線防護に係る基準に基づき行う。

また、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者のうち、放射線防護に係る法令の適用を受けない者については、国の基準が定められるまでの間は、次の防護指標を参考に行う。

【原子力】第3章第10節 防災業務関係者防護対策

県調査による地震被害想定結果の入替

調査の概要、想定地震、被害の予測等の調査結果の入替を行う。

【震災】第1章第5節 地震の想定



2. 市の施策の進展等を踏まえた修正

(1) 市民等への情報伝達手段の拡充

あらゆる手段を用いて市民等へ情報を伝達するため、市の情報伝達手段において、2つの新たなサービスを開始した。また、民間事業者のサービス廃止に伴い、1つのサービスを廃止した。



市民等への情報伝達手段の拡充

<開始>固定電話への情報配信サービス、LINE

<廃止>BSNテレビデータ放送

【風水害・震災】第2章第21節 避難体制の整備 等

(2) 業務継続計画の策定を踏まえた修正

非常時優先業務を定義付けによる見直し。



非常時優先業務の整理

災害発生時において、災害対策業務(人命救助や避難者対応など、災害対応として行う業務)と優先継続業務(通常業務のうち、災害時においても継続又は早期に再開すべき業務)を非常時優先業務とし、社会的な影響、他の業務への影響及び法令上の処理期限等を踏まえた影響度の観点から分析し、洗い出しを行う。

【風水害・震災】第2章第27節 市の業務継続計画

(3) 能登半島地震の対応を踏まえた修正

能登半島地震における被災者支援を踏まえた内容に修正した。



住宅対策

- ・市は、被災住宅の応急処置について、関係法令によるものの ほか必要な措置を講じる。
- ・市は、燕市建設業協同組合等と連携し、被災住宅の修繕等に 関する相談体制を整備する。
- ・市は、余震等により倒壊の危険性がある構築物の除去のため、 必要な措置を講じる。

【風水害・震災】第4章第1節 民生安定化対策

3. その他の修正

(1) 燕市の組織改編による修正

燕・弥彦総合事務組合を含めた市の組織改編との整合を図る ための見直し。



組織改編に伴い、災害対策本部の体制や各部及び燕・弥彦総合事務組合における災害対応の体制・職務の修正を行った。

【風水害・震災】第3章第1節 災害対策本部の組織・運営計画

(2)記載の適正化等による修正

現在の市の施策・計画等との整合や上記までの修正に基づき記載の適正化を図るための見直し。



現在の市の施策・計画等との整合を図るための修正を行うとともに、上記までの修正に基づき、項・号の番号の修正や、用語などの記載の適正化を行った。

【風水害・震災・原子力】全体

風水害等対策編(修正素案)に対する関係機関からの意見及び対応表 1/6

_	_					
No	章	節	項目	意見	意見理由	対応
1	1	2	2 各機関 の事務又 は業務の 大綱	新潟地方気象台の「処理すべき事務又は業務の大綱」を次のとおり修正したい。 1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。 2 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水 象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。 【新潟地方気象台】	気象庁としての統一的な記載に修正します。	ご意見を踏まえた上で、他機関の 表記と整合を取り修正いたします。
2	2		建築物等 災害予防 計画	削除 【西蒲原土地改良区】	建築物等災害予防計画31頁記載の文言と重複している	現行の燕市地域防災計画は、「本編」あるいは「共通編」の類のものがなく、3つの対策編が並列の形で構成されているため、ご意見のとおり重複しているところもありますが、削除はいたしません。
3	2	21	3 避難情 報の発令と 解除	ア 高齢者等避難【警戒レベル3】 基準(目安) 「・土砂災害前ぶれ注意情報が発表され、今後も降雨の継続が予想される場合」 を「・大雨警報(土砂災害)が発表され、今後も降雨の継続が予想される場合」に 修正してください。 【新潟地方気象台】	「避難情報に関するガイドライン」(内閣府)に準拠させることを 提案します。	「避難情報に関するガイドライン」 (内閣府)に準拠し、ご意見のとおり 修正いたします。
4	2	21	3 避難情 報の発令と 解除	イ 避難指示【警戒レベル4】 基準(目安)に、次の内容も追記してください。 ・土砂災害の危険度分布で「危険(紫)」(警戒レベル4相当情報[土砂災害])と なった場合 【新潟地方気象台】	「避難情報に関するガイドライン」(内閣府、令和4年9月更新) に準拠させることを提案します。	「避難情報に関するガイドライン」 (内閣府)に準拠し、ご意見のとおり 追記いたします。
5	2	21		ア 高齢者等避難【警戒レベル3】、イ 避難指示【警戒レベル4】の「広報事項」あたりに、「屋内安全確保」についても記載するとよいと考えます。	「避難情報に関するガイドライン」(内閣府、令和4年9月更新)を参考にされることをお勧めします。	「市民に求める行動」内の修正点である「等の安全な場所」の追記に「屋内安全確保」を含みますが、ご意見を踏まえ、次のとおり修正いたします。 「避難所等の安全な場所への避難行動を開始する(屋内での安全確保を含む)」
				【新潟地方気象台】		

風水害等対策編(修正素案)に対する関係機関からの意見及び対応表 2/6

No	章	節	項目	意見	意見理由	対応
6	2	21	0 \m\#\	ウ緊急安全確保【警戒レベル5】の内容を次のように修正してはどうか。 災害が切迫し又は災害が発生し、「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に、以下を基準(目安)に、緊急安全確保【警戒レベル5】を発令するよう努める。 (災害が切迫)・当市に係る信濃川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「氾濫している可能性(黒)」になった場合・関係する河川の洪水警報の危険度分布で「災害切迫(黒)」(警戒レベル5相当情報[洪水])が出現した場合(流域雨量指数が実況で大雨特別警報(浸水害)基準に到達した場合)・大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報[土砂災害])が発表された場合(※大雨特別警報(土砂災害)は市町村単位を基本として発表されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと)・土砂災害の危険度分布で「災害切迫(黒)」(警戒レベル5相当情報[土砂災害])となった場合(災害発生を確認)・堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合、当市に係る信濃川の氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報[洪水])、水防団からの報告等により把握できた場合・土砂災害の発生が確認された場合		ご意見のとおり修正前の表形式に 戻した上で、「避難情報に関するガイドライン」(内閣府)に準拠し、修 正いたします。
7	3	2	2 職員の配備体制	大雨警報(浸水害)は相当な短時間強雨が予想されたときに発表となるもので、 初動体制の配備基準としては不適切と考えます。そのほかの配備基準において も、疑問に思う点があります。 ご存知だと思いますが、「避難情報に関するガイドライン」(内閣府、令和4年9月 更新版)のP128には、現在の防災気象情報体系を踏まえた地方公共団体の防 災体制の基準例が示されていますので、これを参考に、貴市の体制配備基準を 見直されることをお勧めします。	を参考にされることをお勧めします。	
8	3	4	務法に定める気象特別警報・	2 気象業務法に定める気象等の特別警報・警報・注意報、気象情報 気象等の特別警報・警報・注意報、気象情報の発表は、気象業務法に定められたところにより気象庁がこれを行い、関係機関に通知し市民に周知させる。 新潟県地域における気象等の特別警報・警報・注意報等の発表は、新潟地方気象台が行う。 【新潟地方気象台】	用語の適正化	ご意見のとおり修正いたします。

風水害等対策編(修正素案)に対する関係機関からの意見及び対応表 3/6

No	章	節	項目	意見	意見理由	対応
9	3	4	2 気象業 務法に定 める気象 特別警報・ 警報・注意 報等	報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象		ご意見を踏まえ、新潟県地域防災 計画とも整合を図り修正いたしま す。
10	3	4	2 気象業 務法に定 める気象 特別警報・ 警報・ 注意 報等	(2) 気象情報の発表 の内容を次のように修正してはどうか。 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災	警報等の記述に修正してはいかがでしょうか。 また、記録的短時間大雨情報のことは、次の表の中に書かれているので、ここに記述する必要	ご意見を踏まえ、新潟県地域防災 計画とも整合を図り修正いたしま す。
11	3	4	ア 主な気 象情報の 種類と解 説	記録的短時間大雨情報 の内容を次のように修正してはどうか。 大雨警報発表中に、新潟県内で数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨 (1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上 の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫) が出現している場合に、気象庁から発表される。 【新潟地方気象台】	基準と発表官署は変更になって おり、気象庁として推奨してい る、地域防災計画における統一 的な記述に修正してはいかがで	ご意見を踏まえ、新潟県地域防災 計画とも整合を図り修正いたしま す。
12	3		ア 主な気 象情報の 種類と解 説	記録的短時間大雨情報の一段下に、以下を追加 顕著な大雨に関する気象情報 大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する新潟県気象情報」という表題の気象情報が発表される。 【新潟地方気象台】	顕著な大雨に関する気象情報の記述がないため、気象庁として推奨している、地域防災計画における統一的な記述にて追加してはいかがでしょうか。	

風水害等対策編(修正素案)に対する関係機関からの意見及び対応表 4/6

No	章	쑙	項目	意見	意見理由	対応
110	平	Σl1	70	, <u> </u>	· - / ·	. • . =
13	3	4		いるときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位(新潟県中越など)で気象庁から発表される。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地	竜巻注意情報は、目撃情報があった場合にも発表されるため、 気象庁として推奨している、地域防災計画における統一的な記述に修正してはいかがでしょうか。	ご意見を踏まえ、新潟県地域防災 計画とも整合を図り修正いたしま す。
14	3	4	象情報の	大雪に関する気象情報の一段下に、以下を追加 顕著な大雪に関する気象情報 大雪による大規模な交通障害の発生するおそれが高まり、一層の警戒が必要と なるような短時間の大雪となることが見込まれる場合、「顕著な大雪に関する新潟 県気象情報」という表題の気象情報が発表される。 【新潟地方気象台】	て推奨している、地域防災計画	ご意見を踏まえ、新潟県地域防災 計画とも整合を図り追記いたしま す。
15	3	4	報等 (5) 土砂災 害警戒情 報等	難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、新潟県と新潟地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 イ地方海上警報は、新潟地方気象台が担当海域(日本海中部)の海上を対象として発表する。 ウ航空機の利用に適合する警報は、東京航空地方気象台が発表する。 エ新潟地方鉄道気象通報及び電力気象通報は、新潟地方気象台が発表する。	庁として推奨している地域防災計画における統一的な記述にて追加してはいかがでしょうか。なお、土砂災害警戒情報は警戒レベル4相当の重要な情報であるため、"等"とせず単独で記述することをお勧めします。	ご意見を踏まえ、新潟県地域防災 計画とも整合を図り修正いたしま す。
16	3	4	2 気象業 務法に定 める気象 特別警報・	(6) 早期注意情報(警報級の可能性)	警戒レベル。警戒レベル相当情報に位置付けられた「早期注意情報」の情報の説明がありませ	ご意見を踏まえ、新潟県地域防災 計画とも整合を図り修正いたしま す。

風水害等対策編(修正素案)に対する関係機関からの意見及び対応表 5/6

No 章 節	項目	意見	意見理由	対応
2 多 ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※	気法気警・注象に象報・	ア 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布) 大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域	報に位置付けられた「キキクル (危険度分布)」の情報の説明が ありません。	ご意見を踏まえ、新潟県地域防災 計画とも整合を図り修正いたしま

風水害等対策編(修正素案)に対する関係機関からの意見及び対応表 6/6

No	章	節	項目	意見	意見理由	対応
			3 気象警	切替えし、あるいは解除した場合の市民及び所在官公署への周知と、その伝達体制は、次による。この場合の伝達順位は、予測される災害に対する直接の災害応急対策責任者への伝達を優先するものとし、又は状況により必要のない場合は、他の機関及び市民への伝達はしない。	気象業務法第十五条の二第四 項を参照願います。	ご意見を踏まえ、新潟県地域防災 計画とも整合を図り修正いたしま す。
18	3	4	報・注意報等の伝達の整備	との記述があります。 一方、気象等の特別警報については、気象業務法第十五条の二第四項により、「市町村長は、直ちにその通知された事項を公衆及び所在の官公署に周知させる措置をとらなければならない。」とされています。例えば、以下のような一文を追加されてはいかがでしょうか。 「ただし、気象等の特別警報については、気象業務法により、市民及び所在官公署への周知の措置が義務付けられている。」 【新潟地方気象台】		
				(1) 伝達系統	新潟県地域防災計画修正によ	 新潟県地域防災計画と整合を図
19	3	4	3 気象警報・注意報等の伝達	「気象警報・注意報等の伝達系統図 「県警察本部(警備第2課)→警察無線等一斉送信→燕警察署」の伝達系統を削除	る連絡系統の変更	り、ご意見のとおり削除いたします。
			の整備	【新潟地方気象台】		
20	3	5	3 洪水予報	(2) 洪水予報の連絡 ア 信濃川(中流) イ 信濃川(下流)・中ノロ川 【新潟地方気象台】	新潟県水防計画修正による連 絡系統の変更	関連計画である新潟県水防計画と整合を図り、ご意見のとおり削除いたします。
21	3	30	公衆通信 施設対応 対策	3.応急対策 (7)災害用伝言サービスの提供について ・追加で記載されている「災害用伝言板及び災害用音声お届けサービス」については携帯事業者のサービスかと思いますが、災害用音声お届けサービスは2022 年3月31日でサービスが終了していますので削除しておいた方がよいかと思います。		ご意見を踏まえ「災害用伝言板及 び災害用音声お届けサービス」を 「災害用伝言板(携帯電話)」に修 正いたします。
				【東日本電信電話株式会社新潟支店】		
22			(全体)	土砂災害危険箇所 の表記修正 →土砂災害警戒区域 土砂災害(特別)警戒区域 の表記の修正 →土砂災害警戒区域等	国の通知による	国の通知に基づき修正いたします。
				【国土交通省水管理・国土保全局】		
23			(全体)	令和6年能登半島地震の対応を踏まえ修正いたします。		

震災対策編(修正素案)に対する関係機関からの意見及び対応表 1/1

No	章	節	項目	意見	意見理由	対応
1	1	2	2 各機関 の事務又 は業務の 大綱	新潟地方気象台の「処理すべき事務又は業務の大綱」を次のとおり修正したい。 1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。 2 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水 象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。 【新潟地方気象台】	気象庁としての統一的な記載に修正します。	ご意見を踏まえた上で、他機関の 表記と整合を取り修正いたします。
2	3	29	施設対応対策	3.応急対策 (7)災害用伝言サービスの提供について ・追加で記載されている「災害用伝言板及び災害用音声お届けサービス」については携帯事業者のサービスかと思いますが、災害用音声お届けサービスは2022年3月31日でサービスが終了していますので削除しておいた方がよいかと思います。 【東日本電信電話株式会社新潟支店】		ご意見を踏まえ「災害用伝言板及 び災害用音声お届けサービス」を 「災害用伝言板(携帯電話)」に修 正いたします。
3			(全体)	土砂災害危険箇所 の表記修正 →土砂災害警戒区域 土砂災害(特別)警戒区域 の表記の修正 →土砂災害警戒区域等 【国土交通省水管理・国土保全局】	国の通知による	国の通知に基づき修正いたします。
4			(全体)	令和6年能登半島地震の対応を踏まえ修正いたします。		

原子力災害対策編(修正素案)に対する関係機関からの意見及び対応表 1/1

Vo 章	節	項目	意見	意見理由	対応
1 2	10	者の避難・ 屋内退避	(2)について、「市は、避難行動支援者名簿を作成している者について、個別避難計画を作成するよう努める。…」を、「市は、避難行動要支援者名簿に掲載されている者について、個別避難計画を作成するよう努める。…」とする。 【三条地域振興局健康福祉環境部】		ご意見のとおり修正いたします。